

補助金の交付状況に係る調書【平成30年度交付分】

補助金の名称		住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金		市の担当部課	経済環境部環境課		
				問い合わせ先	0568-44-0345		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		(対象市民)太陽光:71名、蓄電池:30名 HEMS:28名、充電電設備:0名		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	犬山市環境基本条例14条		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市住宅用地球温暖化対策設備導入費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		—					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		市内の住宅に太陽光発電システム等を設置することにより、地球温暖化防止に対する意識向上及び市全域からの温室効果ガス排出量を削減する。					
補助金の額  ( )は一般財源の額		平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度予算		
		3,592,600 円	4,542,600 円	4,429,600 円	8,300,000 円		
		(2,696,600 円)	(3,410,600 円)	(3,323,600 円)	(6,225,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		補助事業者が住宅用太陽光発電システム等を設置した際に、その設置費用の一部を補助する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		158,879,452 円			
		うち補助対象経費		158,879,452 円			
		補助対象経費の内訳		住宅用太陽光発電システム		107,381,048 円	
				住宅用蓄電池		47,859,784 円	
				HEMS		3,638,620 円	
電気自動車充電電設備				0 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		太陽光:太陽光モジュールの最大出力値1kWあたり10,000円、蓄電池:1基につき上限50,000円、HEMS:1基につき上限10,000円、電気自動車の充電電設備:1基につき上限50,000円			
		補助限度額		(1件あたり)太陽光:40,000円、蓄電池:50,000円 HEMS:10,000円、電気自動車充電電設備:50,000円			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	申請した設備に変更があった際に変更交付申請があり、必要があれば補助額の再算定を行うため		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内の住宅に太陽光発電システム等の地球温暖化対策設備が普及し、地球温暖化防止に対する意識向上及び市全域からの温室効果ガス排出量を削減することができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※平成30年度の実績に基づき作成しています。